

開催日時：令和 7 年 9 月 26 日（金）9:59～12:37

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一 部会長（司会）、勢一智子 部会長代理、伊藤正次 構成員、宇野二郎 構成員、大橋真由美 構成員、高橋滋 構成員

〔政府〕 稲原浩 内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊 内閣府地方分権改革推進室参事官、山谷英之内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美 内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也 内閣府地方分権改革推進室参事官、久保雅寛 内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

#### <通番 21：児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し（こども家庭庁）>

（大橋部会長） 前回、併給調整の問題については、一般論ではなく受給者の状況を見ながら対応を検討することで親族里親制度を提案いただいたが、事務局が地方公共団体の担当者に話を伺ったところ、親族里親の認定の条件が厳しく、実父母の居所が判明しているような場合には対象外であり、祖父母と児童が養子縁組を結んでいる場合や実父母の場合には活用できないとのことだった。ある地方公共団体では、併給調整対象者のうちの 9 割がこの制度を利用できないということであり、認定要件の厳しさと認定までにかかる時間を考えると、親族里親制度が今回の提案に対しての代替的な解決策になるという見通しは立てにくいというのが私どもの現在の受け止め方だ。

説明いただいたように周知を図っても限界があるのではないか。そのため、当初の要望どおり現在の併給調整の方法を見直していただきたい。

併給調整の対象者の実態について調査を行い、結果を踏まえて対応を検討するということが、実態をきちんと把握していただき、障害基礎年金等が個別の実態に即して制度を見直したのと同様に、老齢年金等についても個別の実態に即した形で見直しをお願いしたい。実態把握の調査は、制度見直しの観点で実施するものであると理解してよい。

（こども家庭庁） 併給調整の実態は調査したい。ひとり親家庭がどのような状況にあるか等も調査するので他の項目も含まれるが、併給調整を受けている方の実態については調査したいと考えている。

（大橋部会長） 調査は具体的にどの自治体を対象にし、どのような内容の調査を予定しているのか。

（こども家庭庁） 調査内容はこれから検討するので、この場でお答えすることは困難であるが、事務局にも相談しながら調査項目等を決定したいと考えている。

（大橋部会長） 提案団体は指定都市市長会であり、追加共同提案団体も非常に多いので、こうした実態はあるのだと思う。前回もお話したように、実父母の育児放棄により祖父母が養育している場合だと、児童扶養手当を削られたら厳しいということが分かる。今回の提案で現行制度の弊害ははっきり出ており、その上でどうするかということが本件のポイントなので、これから調査を行うとか、その調査の内容がまだ固まっていないということでは、私どもも提案団体に説明ができない。今出ている弊害や支障を解決するという前提の下にこの調査を行っていただくということと、スケジュールをお示しいただくということは提案団体との関係においても不可避かと思うが、如何か。

（こども家庭庁） 問題点は当然認識しているが、自治体から話を伺ったときに、実態として併給調整の対象者の所得が非常に低い状況で、どのように生計を立てているのかがよく分からない事例があった。そうしたことも含め、児童扶養手当だけで考えるのではなく、どういう政策が効果的なのかという観点も念頭に置きながら調査したいと考えている。問題点の指摘があったことは受け止め、併給調整の対象者がどういう事情にあるかということは一部把握したが、全体の状況を把握したわけではないので、そこはもう少し調査したい。

（大橋部会長） 障害基礎年金の場合と老齢年金の併給調整の場合とでどういった点が異なるのか。扱いが異なる合理的な理由がはっきりしないため、お示しいただきたい。

（こども家庭庁） 障害年金 1 級、2 級等を受給している方は働くことが難しい方であり、額を見れば分かるが、

そうした方々の所得というのは非常に低いという状況にある。ひとり親家庭と比べても全体として低いという事情に鑑み、稼得能力の低下に対する所得保障という考え方は変えないまでも特例的に併給調整の方法を変えている。こども家庭庁としては障害基礎年金と老齢年金とは必ずしも同じものではないと考えているが、提案団体の主張では同じではないかということである。障害者の場合は特例的に併給調整の方法を見直したものであると御理解いただきたい。

(高橋構成員) 様々な政策の展開を踏まえて調査されるということだったと思う。ただ、部会長から指摘のあった親族里親制度は必ずしも有効な代替手段になっていないということについて回答がなかったので、お答えいただきたい。

(こども家庭庁) 親族里親制度が全ての人に当てはまるとは思っていないが、要件を満たして親族里親として認定されることにより、一般生活費等の手当を受け取れる方もおり、全ての方に対する解決策ではないものの、一部の方には有効であると考えている。その点は十分な周知がされていないとか、知らなかったという声もあったので、周知に関しては徹底したいと思っている。

(高橋構成員) 一部の捉え方だと思う。しかし、全体として制度が使いづらいという話なので、制度を利用している人がいるというだけでは一つの有効な手段として考えるには不十分ではないか、という認識で申し上げたが、如何か。

(こども家庭庁) 全ての方ではないかもしれないが、元々老齢年金と児童扶養手当の併給調整の対象となる方にも使っていただけたと考えており、完璧な解決策ではないまでも有効な手段ではあるので、提案募集検討専門部会からの再検討の視点でも御指摘があったように、周知を徹底する必要があるのではないかとこの点に関しては周知を徹底したい。また、児童相談所等とうまく連携できていないから使えないという点に関しては連携できるような方策は考えていきたいと思う。

(高橋構成員) 利用のハードルが高いという話だが、そこはどう考えるのか。

(こども家庭庁) 自治体の担当者や受給者の考え方にもよると思う。制度が利用されていないわけではなく、認識の違いはあるかもしれないが、そもそも知られていないというのが一つ課題としてあるので、その点については考えたい。

(大橋部会長) 併給調整の対象になっている方に対して親族里親の制度がどれくらい有効なのかということについて、私どもも最初はこれが代替案になるという期待を持って眺めていたが、ある自治体では9割使えないということになると、確かに使える部分はあるかもしれないが、今回の提案の解決にはほど遠いという感じがする。

先ほど障害年金1級、2級は就労が難しく厳しいという話があったが、老齢年金の受給者が児童扶養手当を削られるというのも相当厳しいのではないかとこの気がするので、実態をしっかりと見ていただきたいという思いはある。この実態調査は事務局の意見も踏まえてやっていただけたということによいか。

(こども家庭庁) こども家庭庁で調査するが、当然のことながら事務局に相談させていただく。

(大橋部会長) いつまでに調査を実施するという見通しは立たないのか。

(こども家庭庁) 時期について、今年度は難しいので、来年度を予定している。

(大橋部会長) どの自治体を対象にして、どのような項目について調べるという調査の内容も固まらないのか。

(こども家庭庁) 現時点でお答えするのは難しいが、なるべく早くこういう方向でこういう対象で調査することとは相談させていただければと思う。

(大橋部会長) 本来であれば一次ヒアリングの段階で調査を行っていただき、その結果を踏まえ年度末に向けて調整していくというのが一般的だが、この二次ヒアリングの段階でまだ調査の内容も定まらないというのは、対応が遅過ぎると感じるが、如何か。

(こども家庭庁) 例えばどういう形で併給をされているのか、どういう所得状況にあるのか、どういう家族構成なのかというのは調査しようと思っており、完璧に調査票として固まっていないというだけで、調査する項目は併給調整を受けている方の実態が分かるような項目で調査しようと考えている。

(大橋部会長) 調査の中身は今年度内で固めていただくことは可能なのか。

(こども家庭庁) その方向で努力する。

(大橋部会長) 本件は今年で結論が出ないのでフォローアップ案件になる。調査の内容を踏まえてどう制度化していくかということは継続して関心を持って、場合によってはまたヒアリングを行うことになるが、それでよいか。

(こども家庭庁) そこは事務局と相談する。

(大橋部会長) そうならざるを得ないと思う。

提案団体との関係もあるので、調査内容の項目や対象という点についての輪郭を示していただくとともに、どういう方向で踏み出したということについても示していただく必要がある。それを踏まえて、いつまでに実現ということも併せて調整いただければと思う。

### <通番 31：社会福祉主事の任用資格要件の緩和（厚生労働省）>

（大橋部会長）御説明いただいた検討会については、今回の提案を受けて厚生労働省において提案解決を目的として開催している検討会という理解でよろしいか。それとも、定例的に実施している審議会や研究会の並びの中で検討会を実施しており、そこで本件も議論しているのか。

（厚生労働省）本件を検討するために設けたものである。

（大橋部会長）提案に基づき検討をお願いした案件については、その検討状況を継続的に情報共有いただくことが一般的であるが、検討会は公開されているのか。また、少なくとも事務局職員が検討会に出席したり、検討会終了後、速やかに議事録を提供いただけたりする状況にあるのか。

（厚生労働省）検討会については、非公開で実施している。

一方で、今回のヒアリングに際して、事務局から依頼があったので、議事録は提供させていただいている。

（大橋部会長）提案の検討のために設けられた検討会であれば、事務局から依頼せずとも、議事録は事務局に提供いただけるものではないのか。非常に閉鎖的な印象を受ける。専門部会として本件を検討しようとする際に、事前に検討会の情報を頂けていないのはイレギュラーな取扱いとなるため、今後はオープンにさせていただき、一緒に検討させていただけないか。

（厚生労働省）９月に検討会を開催したばかりであり、情報共有が速やかに行えなかった点はお詫び申し上げる。今後は速やかに情報共有させていただきたい。

（大橋部会長）検討会が本件の検討を目的として設けられているのであれば、より提案に沿った形で課題設定した上で、意見を募っていただきたい。現場へのアンケート調査では、実務経験があれば講習等に代替できるのではないかという意見が出てきている。今回の提案は、資格要件の在り方として、実務経験をもって資格取得を行うことを求めるものであるため、検討会では本丸の課題を中心に据えていただき、自治体関係者や有識者に議論いただきたい。現状では、検討会で議論する内容が広範囲に及んでおり、焦点がぼやけているイメージが強いと感じるが、如何か。

（厚生労働省）今後の議論の進め方については、御指摘を踏まえ、より具体的な議論が速やかに行えるように対応したいと考えている。

検討会の課題設定は提案の議論を踏まえた形でお願いしている。具体性がまだ少し乏しいのではないかという御指摘については、よく受け止めて取り組んでいきたい。

（大橋部会長）次回の検討会では、実務経験のみで資格取得することが可能なのかという課題設定をしていた上で、議論を集約いただけると、検討会が分権提案に沿った形で開催されているものと納得できるので、その点についてお願いしたいが、如何か。

（厚生労働省）検討会での議論に際して、これまで実施したアンケートの調査結果だけではサンプルの量が少ないと考えているので、提案団体へヒアリングすることを含めて、議論に必要な材料を集めた上で、具体的話について検討していきたい。

（大橋部会長）これから追加でアンケート調査を実施するということか。

（厚生労働省）アンケート調査かヒアリング調査か、調査方法は検討中であるが、追加の調査は実施したいと考えている。

（大橋部会長）これまでも福祉事務所に対してアンケート調査を実施している中で、回答者の７割が、現場の知識等があれば大学等で指定された３科目を受講していなくても十分現場で働くことができると回答しているので、調査範囲は限定されている。追加のアンケート調査等で同様の実情が確認できるのであれば、実務経験をもって資格の取得を可能とする方向で議論を加速していただきたい。

また、我々が求めているのは、令和７年中に実務経験で資格取得可能とする方向性となるが、そこまでの結論は得ていただけるのか。

（厚生労働省）昨年、閣議決定した対応方針において、「検討した上で、令和７年度中に結論を得る。」こととされているため、そこに間に合うようにしっかり進めていきたい。

（勢一部会長代理）検討会で検討を進めていただくということだが、検討会を非公開で実施しているのはなぜか。今の時代、どのような政策決定をしていくか、基準の設定をしていくかということは審議会でも広く公開して議論されているため、資料を公表した上で、傍聴を可能としていただくのが基本であると思う。今

回は、個別の提案を踏まえ開催している検討会であるが、非公開で議論している理由を御教示いただきたい。(厚生労働省) 政策の検討に当たって、委託事業の形で検討会を設ける際に、検討会を公開するか否かについては、それぞれのテーマによるものであり、必ず全て公開することになっているわけではないと承知している。

本件については、一つのテーマに絞って議論していることもあり、有識者等に率直に意見交換いただくために、予算事業として外部の事業者等に委託をした上で、検討会を開催している。

(勢一部会長代理) 公開すると有識者等が率直な意見を言えない内容という判断か。

(厚生労働省) そういった懸念がゼロではないため、今回に関しては非公開をお願いをしている。

(大橋部会長) ヒアリング資料7ページの第2回委員会に関する記載を拝見すると、実務経験を「現行の仕組みにどうつなげるか、履修科目や時間数の一部免除が可能かどうか」という課題設定がされているが、実務経験をもって資格の取得につなげることが主題である。ヒアリング冒頭に、検討会が提案を受けて開催しているものか確認したのは、ヒアリング資料を見て違和感があったからである。繰り返しになるが、検討会では提案の本丸の課題について適切に議論いただけるということである。

(厚生労働省) 御指摘もあったので、今後、検討会を開催する際には、改めて自治体からの提案の内容等について丁寧に説明したい。

(大橋部会長) 少なくとも、事務局との間では、進め方はオープンにしていただけるとのことだったので、検討会開催に当たっての議題の設定については一緒に御相談しながら進めていくということである。

(厚生労働省) 事前に御相談させていただくので、よろしくお願いいたします。

(大橋部会長) それでは、事務局には、提案に沿った形での議論となるよう担保いただきたい。

(宇野構成員) 検討会での主な意見を拝見すると、議論が拡散しているように感じる。検討会では、民間の経験や人材育成の部分まで話が広がっているように見受けられるが、最低限仕事をするための資格としてどのような資質が必要になるかという観点で議論いただいているのかお伺いしたい。

また、資格の取得方法として複数のルートがあるが、それぞれにかなり濃淡があり、通信制だけ負担が大きいように感じる。現行制度を適切に情報提供した上で、他の資格取得方法とのバランスについても議論されているのかお伺いしたい。

(厚生労働省) まず、議論が少し拡散しているのではないかと御指摘については、1回目、2回目の検討会であるため、出席者から幅広く御意見を頂いているということで、御理解いただきたい。

一方で、問題解決の過程において、他の行政機関や医療法人、社会福祉法人、NPOなどの実務経験がある中で、どこまでを実務経験として考えるのかという議論は必要である。民間企業まで含むのかという議論はあるが、NPOや社会福祉法人での実務経験にしても、対人的な業務なのか、あるいは行政事務に近いものなのかという業務の性質について、イメージを合わせていく必要があると考えている。いずれにしても、実務経験の中身については考えていかなければならない。部会長から頂いたもっとスピード感を持って対応いただきたいという御指摘についてはしっかり取り組みたいと考えている。

なお、通信課程について、他の資格まで含めて網羅的に議論したかどうかは確認できていないため、他の資格の状況も踏まえ、検討していきたいと考えている。

(宇野構成員) 他の資格というよりは、社会福祉主事任用資格を取得するための複数のルートについて、それぞれのバランスが適切なのかという意図でお伺いした。

検討会を4回開催するとのことだが、3回目の議題には取りまとめに関する記載がある。2月に議論を取りまとめた上で、3月に報告書の検討を行う流れであれば、2回目の検討会で議論が拡散しており、論点も整理されていない中で、3回目の検討会でいきなり報告書案を見せられても、出席者が十分に議論できるのか疑問に感じている。

(大橋部会長) 先ほど、検討会の議題については、事務局と相談するようお願いしたが、本件はフォローアップ案件であり、結論を得る時期が決まっている。検討期限を踏まえて検討会を実施する上で、今後の検討会の開催時期や議題設定、拡散している議論を集約する場を設ける必要があるかなど、検討会の進め方については事務局と相談いただきたい。

(厚生労働省) 出席者の予定を踏まえ、現行のスケジュールをお願いをしている。

一方で、部会長の御指摘のとおり、年度内に結論を得る必要があるため、期限に向けてきちんとした結論が得られるように御相談しながら進めていきたい。

(大橋部会長) 出席者のスケジュール調整で苦労することもあると思うので、早めに期日を設定し、枠組みを決めた上で、検討を進めていただきたい。

(高橋構成員) ヒアリング資料を踏まえると、通信課程の在り方について懸念が示されていると受け取った。しかし、まずは実務経験で資格が取得できるということを議論いただき、その後に、通信課程の在り方に議論していただくという方向で進めていただきたい。

通信課程の在り方について、資格取得に必要な場合については集中的にオンデマンド方式を取っていただき、それが有益なのであれば、自主的にオンデマンドを使って活用していただくという方法もあると思う。通信課程の維持を考えず、議論していただけるとありがたい。

(大橋部会長) それでは、こちらの問題意識は申し上げたとおりであるため、スケジュール管理も念頭に置きながら結論をまとめていただき、速やかに制度改正等の措置を講じていただきたい。

#### <通番 18:福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し(こども家庭庁、厚生労働省)>

(大橋部会長) 1次ヒアリングにおいて、福祉サービス第三者評価事業については、受審数が非常に少ないということと、都道府県ごとのばらつきが非常に大きく、その関係で複数の県域をまたいで評価活動を行う事業者にとって非常に大きな阻害要因となっているという声があり、また全国的な組織があれば便利であるという提案があった。その中で、第2次回答において、研修については相互乗り入れを可能にいただいたことは大変有難い。

他方で、課題の部分について伺いたい。1次ヒアリングにおいて、全国的な組織はあるものの、全国統一化は困難と端的に回答があったことに対し、その理由や、引き続きの検討を求めるとともに、全国推進組織として、例えば全国社会福祉協議会が全国的な組織という形で認証・研修等の業務を担っていただければ、評価機関数や受審数が少なく空白地帯になっているような地域を支えることができる上、全国統一的な認証を行う組織ができるため、その旨検討を求め、また全国社会福祉協議会がどの程度関与できるのかについて協議をお願いしたが、協議の結果は如何か。

(厚生労働省) 1次ヒアリングの際の御意見も踏まえて、全国社会福祉協議会と協議を行った。その際、福祉サービスの提供体制に関する責任主体が都道府県であるということとを考慮すると、国と地方の関係の中で、都道府県ごとに基準が設定できる制度の中で、全国統一的に認証・研修を実施することは難しいのではないかと御意見を伺った。

(大橋部会長) 当然ながら、都道府県単位でやっている現行制度を前提にして全国組織に参入を求めても、参入できる余地はないと回答される。全国的な基準の類いについて、ガイドラインか規則的なものは別にして、厚生労働省などである程度示した上で、それに基づいて全国的に実施する際に実施主体となっただけかという形で協議しないと、現行で都道府県ごとに実施している中で参入を求めても、何の基準に基づいて実施すればよいかわからないと思料する。

そのため、全国統一的な認証・研修の実施というのは、全国的に担う組織があつて、何らかの全国的な一定水準の認証基準等があつて、それに基づいて実施いただくということで、当然そういう前提部分の整備を国が行った上で全国社会福祉協議会に担っていただけないか協議する必要がある。それでも大変だと言われるのであれば、経費等を国が負担するなどすれば可能なのかという話合いをしないと、全国統一化に向けて進まないと思料するが、如何か。そのような形で対応いただけるか。

(厚生労働省) 現状、国でもガイドラインとして一定の押さえておくべき内容を示しており、都道府県ごとに全くばらばらではない。その上で、各都道府県によって独自に基準に加える余地を残してほしいというのが都道府県の希望するところと認識をしている。そのため、強引に全部統一するのではなく、そういった余地を残しながら都道府県や評価機関の負担の軽減を考えるのであれば、全国的に活動する評価機関は多くないと考えられることから、近隣県など互いの基準を参照できるところで相互乗り入れということから始めていくのが、まず第一歩としての取組となるのではないかと思料する。

(大橋部会長) 全国的な組織を整備することになるので、全国社会福祉協議会では対応が困難であれば、これにこだわらず新規にナショナルセンターのような組織を設置して、そこで全国的な実施を進めていくという制度化も可能であると思料する。

今回の第2次回答では、研修の相互乗り入れについて検討するものの、認証については依然として都道府県単位での実施が必要ということだが、現行制度をベースにするのではなく、全国である程度統一的な認証評価を進める場合にどのような制度設計が可能かということを検討する際、全国的なガイドラインと都道府県ごとの認証基準がそれぞれあり、都道府県の判断でそれらを選択可能という形にすれば、都道府県ごとに実施を求める必要性の部分については解決するのではないかと思料するが、如何か。基準や組織をある程度統一化しないと、昨今の担い手問題は解決しないと考える。都道府県ごとで実施している現行制度を前提に議論すると議論が行き詰まってしまうため、柔軟に検討願いたい。

(厚生労働省) 基準そのものは都道府県ごとにばらつきがあるため、これに対してどのような対応が可能かということと、まず実態がどの程度把握できているかの確認もあるため、そういった部分も含めて検討させていただきたい。

(高橋構成員) どのようなばらつきがあるか実態を調査した上で克服が困難であるため対応が難しいという回答なら理解できる。しかし、調べてもおらず実態が把握できていない状態で全国的な統一が不可能であるという主張は納得しかねる。

(厚生労働省) 第1次回答の内容に沿って回答させていただいた。1次ヒアリングの際に御説明したとおり、実態としては何らかの独自の評価基準を策定している都道府県が47都道府県のうちの約半数であり、またサービス種別ごとに個別で基準を定めている都道府県もあるため、最大21件の独自評価基準が採用されているところ。評価基準の中には都道府県独自の内容を追加する、又は国が示しているガイドラインをより詳細にした評価基準としている例などがある。

このような実態は一定程度把握しており、それらを統一していくのも難しいと考えている。

(高橋構成員) その部分については、国の基準等で実施してよいというところは国の基準等に基づいて実施すればよく、独自の認証基準を定めている場合は、評価機関がその基準を満たしているかについて審査すればよく、その点を全国的な組織が審査し認証することは可能だと考えている。

そういった意味では、全国的な評価基準が都道府県間で最低限共通項目化して統一されていく方向は前提だと考える。残るばらつきの部分については、その部分それぞれの基準について合致しているかを全国的な組織が認証すればよい。基準が全くばらばらであればそのようなことは難しいと思うが、厚生労働省が一定のガイドラインを示しているので、付加的な個別の基準の部分について認証する能力は全国的な組織にあると思うが、如何か。

(厚生労働省) 前の話に戻るが、全国社会福祉協議会との話合いの際に、実態をこちらから伺った。評価機関については、複数の都道府県で認証を受けているところもあるが、移動手段の面などもあり、それぞれの地域に密着しているため、全国的に活動しているところはなく、近県、隣接県等で活動するところが多いということだった。また、評価機関や受審事業者側に対して、全国的な認証・研修にした場合、受審の促進や、広域での活動につながるかという点について、厚生労働省でアンケート調査しているが、評価機関については「そう思わない」という回答が約6割であった。受審事業者についても「そう思わない」という回答が35.7%で、それに対して「そう思う」という回答が17.9%であった。このような状況もあり、一旦今回は近隣県の相互乗り入れという形で取り組み、その先は評価機関や受審事業者の意見を踏まえ、この事業を推進していくに当たってはもう少し慎重に考えた方がよいのではないかと考えている。

(高橋構成員) その調査結果は初めて聞いたが、部会に共有されていたか。

(厚生労働省) 全国社会福祉協議会との話合いの中で出たため、この場で報告させていただいた。

(高橋構成員) 要するに1次ヒアリングの後に出てきた話ということか。

(厚生労働省) 然り。話合いの中で、そのような情報もあるということ全国社会福祉協議会と共有したところ。

(高橋構成員) 1次ヒアリングの後に実施したのであれば、情報共有すべき。

(大橋部会長) 全国的な組織というものを設けて、認証・研修を担っていただけないかというのは1次ヒアリングの時から関心事で、提案の中核部分であるため、その点に関する検討の内容やデータは共有されることが不可欠である。

全国社会福祉協議会に全国的な組織としてまず担っていただくということが可能なのか。それともナショナルセンターのような組織の設置が必要になるのか。その際の認証基準というのは、都道府県ごとの独自基準があったとして、その中で押さえるべき最低限の部分を整理して、どのようなものであれば実効性が保てると考えられるのか。それを国の基準という形で設定して、空白地帯や全国基準による実施を望むところがあれば、そこで示した基準を用いてもらうということができれば、かなり広く網羅的な仕組みになるのではないかと。そういった観点で検討いただきたい。

(高橋構成員) もう一点、初出の情報である調査の件について感想を述べる形となるが、認証機関に対し、自身が認証を実施している部分を全国組織に移行することについて調査しても、仕事が奪われるのだから否定的な回答になるのは当然ではないか。

(厚生労働省) 調査対象は、認証機関ではなく評価機関である。認証を受けた評価機関は近県で活動しているのが通例なので、全国的に認証されても全国的な活動に取り組むことができるわけではないという声があったところである。

(高橋構成員) 現時点でそういった意向であったとして、全国的な実施になった際にどうなるかはまた別であると思料する。今この場で初出の情報があっても、精度の低い議論になる。データを分析した上で、道理に基づいて

互いに話し合いをする場であり、この場で突然情報を示されても、検討に支障が生じる。その情報が実際に今回の第2次回答に反映されているということになると、この調査の件は1次・2次ヒアリングの手続から外れているのではないかと。その点は事務局とよく相談し、今後の手続の進め方を考えていただきたい。

(大橋部会長) 第1次回答について再検討を要請する際に、将来的には全国一本化を念頭に置いて、長期的な視点での制度設計についても検討を求めたのに対して、今回の第2次回答では全国統一化は困難との結論のみを示されているため、どのような検討がなされたのかと説明を伺っていたところ、このような調査のやり取りがあったということ初めてこの場で示されたので、納得しかねる。

前回の1次ヒアリングでも述べたように、評価機関数と評価実績を見ると、全国で評価実績ゼロというところが数多くある状態でありながらも、この評価事業は重要であるため実施主体を育てる必要があるという観点に対して、現場を担っている複数の都道府県から、全国共通の認証制度を何らかの形で実現できないかという提案が出てきており、現場の声としてそういった思いがある。それを実現するためには、現行制度をベースにしても全く検討が進まないの、先ほど述べたように国で前提条件を用意して、全国的な組織に主体を担ってもらう形や、少なくとも全国で適用可能な認証の基準を一個作り、都道府県独自での実施は可能としつつ、全国的な実施体制を作っていくための取組を進めてもらえないかということで検討を求めている。今回の回答は求めている検討内容と論点がかみ合っていない模様であるため、その点も踏まえて最終的な回答をお願いしたい。

(久保企画官) 先ほどの調査の件は事務局としても把握していないため、事務的にも調査の件や今後の進め方、調査結果に基づいてどのように考えるのかなど、十分に情報共有いただいた上で今後の方針を相談させていただきたい。

(大橋部会長) 認証基準や全国組織といった点について、基準の統一化や組織を独り立ちさせるためには時間を要するという事情は理解できる。そのような見通しの下に取り組むという回答をいただけるか、今回の回答のように対応困難であるという形で端的に言い切られるのでは納得の度合いが全く異なるので、その点を踏まえて引き続き検討いただきたい。

#### <通番 2-1：各種経由事務の廃止（厚生労働省）>

(大橋部会長) 今回ヒアリングを実施するに当たっては、事務局と調整を取って進めたのか。

(厚生労働省) 本年の8月上旬に事務局と打合せを行った際に、今回の提案について都道府県、市町村を対象にヒアリングないしは必要によって書面の意見照会を行う予定であること、照会の中身としては、オンライン申請の場合に経由事務を廃止することや都道府県から市町村への情報共有といったことについての影響、懸念点などや、経由がなくなった際に市町村としてはどのような情報を都道府県から共有してほしいかなどについて調査、ヒアリングを予定していることを伝えたとの報告を受けている。

その後、事務局からは特に設問項目などについて具体的な示唆がなかったため、これで調査をした。

(川口参事官) ヒアリングを実施することについては聞いていた。ただ、全国調査を行うに当たって実態を把握するために行うと聞いており、ヒアリングの対象数や書面で照会をするというところは承知していなかった。

(平沢参事官) いずれにしても先生方から日頃指導いただいているように、調査票も含めて事前にしっかり調整していただくということを、各省庁に検討要請する際に毎年周知徹底させていただいているが、今回についてはそういうことが十分でなかったと認識している。今後はしっかりと事前に調整していただくようこの場でもお願いをさせていただければと思う。

(大橋部会長) 分権の議論をする場合に、主務官庁が、都道府県や市町村の所管課に聞くと質問内容や回答に偏りが出るため、分権担当課室にも入っていただく必要がある。ヒアリングやアンケート調査というのは、聞き方によっては、方向性を動かすこともできることから、きちんとした内容で聞いていただくことがとても大事だと思う。特に、この分権の議論の前提にする場合のアンケートやヒアリングについては、事務局と主務官庁で協議して一緒に行うことを基本的なルールとしてきたため、今回はイレギュラーなアンケートという気がする。

資料の4ページや5ページ辺りから懸念材料がかなり表に出てきている。しかしながら、例えば、「業務増となる主な要素」として書かれている住民基本台帳に基づく申請者の正確な基本情報の確認というのは、今はマイナポータルやマイナンバーカードを通して可能なので、負担増になるということはない。また、4番目の所得の状況の確認も、簡易に行う方策を取ることが可能である。また、経由事務を外すと、市町村がいろいろな情報を把握できなくなるのではないかと不安は、いろいろな団体から聞かれることがあるが、経由事務を廃止する場合には、市町村にも情報共有が図れるような形で進めるということは大前提である。

そうだとすると、アンケートやヒアリングをする場合に前提条件をある程度揃えて聞いていただくことが必要である。今回のヒアリングの結果は、懸念が大きく出過ぎている気がする。

そのため、この結果をベースにして次のアンケートに進んでくださいということを率直には言いづらいところではあるが、進め方については如何か。

(厚生労働省) このヒアリング自体が本格的に調査するに先立ってのプレ調査的な、オープンクエスチョン的なものだったという位置付けでもあるので、夏の段階で進める際にどうしましょうかという最後の念押しといったところをやり、もう少し訂正するというのもあったのかもしれないと今聞いていて思った。

ただ、先ほど申したように、この後、全国調査というか、もう少し対象を多く取ったようなものを進める際には、事務局ともよく相談しながら、項目立てや、メリット・デメリットも出しながら聞いていくなど、調査設計についてはしっかりとやっていきたいと思っている。

(大橋部会長) プレ的なものであるとはしても、今回、このような形で省庁からの説明資料の中に記載されているので、貴省が思っているよりももっと重いものとして、こちらはエビデンスを突きつけられたという印象があり、進め方としては非常に疑問が残る。

第2次回答には、申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況などの情報を市町村に共有することについては、担当部局の意見を丁寧に聴きながら検討することが必要という記載があるが、経由事務を廃止するという前提の下、例えば先ほどあった市町村との情報共有をどのように図るかとか、なおも残る問題点を解決するためにロードマップとしてこのようなところを少し検討したいということであると理解したが、この基本認識に相違はないか。

(厚生労働省) 経由事務を廃止するという基本スタンスの下にこういう提案が出てきていることは認識している。しかし、それに際してどういうメリットがあるのか、どういった課題があるのかというのはこれから全国調査などで聞いてから、自治体の事務にどのような影響があるのかを見なくてはいけない。実際の業務としてどうなるのかという辺りも見ながら考えていくべき話だと思っている。

(大橋部会長) それでは出発点が全然違ってしまっていると思う。前回、1次ヒアリングのときに話したように、このような経由事務関係の話はこれまでも様々な領域から出てきていて、このオンラインの時代には経由事務をスキップしてもやれるし、逆に経由事務を廃止することによって業務負担が減って、市民の申請手続も前進するというところで閣議決定いただき、その下で経由事務廃止を進めるという形でやっている。経由を廃止するかどうかの判断も含めてアンケートを実施するというのは、こちらとしても承服できないところがあるが、如何か。

(厚生労働省) そのような方針がある中でこのような提案が来ているので、実態を調べたいというところは調査の前提として置きたい。

その上で、調査を具体的にどう設計するかについては、これから相談させていただきたい。

(大橋部会長) 調査は経由事務を廃止したときにどういう弊害などが出るとかを調べるためのものではないか。それとも、そもそも経由事務の廃止を実現できるかどうかということについてのメリット・デメリットも調べたいということか。今日出てきているこのアンケートは、経由事務の廃止に反対のスタンスが非常に色濃く出ている資料であるため、資料の収集の仕方にも疑義があると話したし、中身自体もなぜこの時点でこんなことを聞いているのか全く理解できないが、如何か。

(厚生労働省) こちらとしては具体的な制度を動かす際にどういったところが課題として出てくるのかというのを聞かなくてはいけないと思ったので、こういう形で調査をさせていただいた。

この後の調査をどのようにするのかというのはまたよく事務局とも相談させていただきたい。

(高橋構成員) 私どもとしては、基本的に経由事務の廃止に向けてオンライン化するという方向のもと、制度所管省庁として制度設計をしようとする上で、幅広にいろいろな懸念を聞いていただいたと受け止めている。もっとも、何の前提事項もなく気になるところはどこかという聞き方で聞いたところ、こういう話が出てきたという話だと思う。率直に言って、思いつくままに出てきている懸念事項は、制度設計によっては本当に簡単に解決できるようなことばかりなので、それは解決されたものとして、本当にメリット・デメリットがありますかというところを全国的な調査で聞いていただきたいと思う。

現状は市町村が受け付けているから、完全なオンライン化をするときには経過的な措置として市町村がやるという話になるかもしれないが、届出先は都道府県にしてデータでやり取りすればいいだけの話なので、そういう形で窓口の混乱というのはすぐ解決できる。

厚生労働省がそういう懸念事項について、このように克服できるということを前提として説明をした上で、メリット・デメリットはどうですかという話を聞いていただければありがたいと思う。それをお願いしたい

が、よいか。

(厚生労働省) 質問を踏まえてどのようなやり方があるのかということについては、事務局から知恵を借りながらやりたいと思う。

(大橋部会長) これからアンケートをやっていくということだが、スケジュールはどうなっているか。

(厚生労働省) できるだけ早くやりたいと考えている。今日のヒアリングに至るまでの経過も踏まえながら、事務局とも協議した上で調査項目を検討していきたいと考えている。

一方で、調査期間をどう設定するのか、この辺もまた事務局と相談しながら設定をしていきたいと思う。ある程度選択式の回答をさせるなど回答方式の工夫も織り込みたいと思っているが、そこはよくよく考えながらなるべく迅速に取りまとめられるようにしていきたい。

(大橋部会長) これは令和7年度の中に収まるという理解でよいか。

(厚生労働省) そういった調査の設計や回収については、様々な制度があることや諸々の業務との兼ね合いもあるが、なるべく早くと考えている。

(大橋部会長) 期限はきちんと明示いただかないと、こちらも最終的な取りまとめができないので、これは令和7年度の案件としてどこまで示していただけるかということだが、特に調査研究事業を行うに当たっても、オンライン申請を市町村経由の廃止ということを含めたものとして行っていきたいが、よいか。

(厚生労働省) どこまで何を織り込めるか、どこまでこうしますとはっきり今、この場で言えるものではないが、そういう要請があったということは留意しておきたい。

(大橋部会長) 前回も話したように骨太の方針2025という「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「地方創生2.0基本構想」のような閣議決定文書において、経由事務廃止が政府方針として明示されている中での提案であるため、当然そのような前提の下で、他の省庁や他の経由事務については作業いただいている。本件だけ進め方がイレギュラーな感じがするので、特にそこのところはすごく気にして話をしているのだが、この前提についての認識というのは共有されているということではよいか。

(厚生労働省) こういった経由事務の扱いについて議論されているという認識は当然このようにヒアリングで説明しているように共有しているところである。それをどこまでどういう作業に落とし込んでいくかというところは、全国調査の中身と併せてこれからも考えていきたいと思うが、今、ここでこうしますとはっきり申し上げるだけの方針は持ち合わせていない。

(高橋構成員) それから、療育手帳についてもこの一連のスケジュールに置いていかれないようにスケジュールを合わせて検討していただきたいと思っているが、如何か。

(厚生労働省) 療育手帳は判定基準の統一に関して、国際疾病分類がICD-10から11に変わるという基準の見直しがあったということもあって、その基準をどうするかということの学術的な研究というのは取りまとめをやろうとしているが、その先に法令上位置付けるかという議論にもなっていくと思う。法律にどこまで規定するのかということと、この間も指摘があったが、昭和30何年から今まで次官通知で運用しているので、まずは法律論に入る前に次官通知に反映するかどうかというところはバリエーションもあると思う。

(高橋構成員) 私は長らく東京都の愛の手帳の不服審査事務をやってきて、法律に規定がないことに対して大きな問題意識を持ってきた。判定基準を変えることを検討されるということなので、その基準に合わせて全国基準にされた上で、一括法には束ねられないと思うが、法律に規定していただき、また同じスケジュールの中でやっていただくと有難いと思う。

(厚生労働省) 確かに知的障害者であるということを証明する手帳というのが療育手帳でありますから、そういう意味で分権というモメンタムとは少し違うとは思っている。どちらかという福祉関係の改正などの中に溶け込ませていくこともあると思う。

令和4年に法改正をやったのだが、その直前の審議会のまとめの中でも、26ページの資料だが、判定業務について整理をしていくことなどと併せて法令上の対応なども含めてさらに具体化を進めていくべきだという宿題をいただいているので、その中でしっかり考えていきたい。

(高橋構成員) スケジュールは合わせていただきたい。

(厚生労働省) スケジュールはなるべく福祉のほうの改革に合わせてやっていきたいとは思っているが、はっきりと判定基準はこうしますというファイナルアンサーを見つけるべく、いろいろフィールドワークなどを行っているところでもある。ただ、審議会ではそのような法律の対応も含めて引き続き検討すべきだということになっているので、福祉のほうの制度改革などの日程の中に上手くはめ込んでいくことを考えたい。

(大橋部会長) 療養手帳についての問題は判定基準の問題もあると思うが、特に今回の提案との関係で言えば、事務次官通知の中で市町村経由事務という形での義務付けがされているので、経由事務の廃止という問

題がここにもある。この経由事務の廃止の検討もスケジュールを合わせて検討いただきたいが、よいか。  
(厚生労働省) オンライン化するか否かも同じだが、これだけ別トラックで回していくというのは現実的でないと思う。進め方としては、手続関係で検討するときには基本は並行という感じで、いざ何か本当にやるとなったときの手段が片や通知に基づく、片や法令に根拠があるものというので落とし込む先が違うということはあるが、基本は並行で進めていけると考えている。  
(大橋部会長) 是非この検討も進めていただいて、その場合でも市町村経由というやり方については、今は廃止という方針が出されているので、それを踏まえて療養手帳の改正も検討いただければと思う。

## <通番 2-2：各種経由事務の廃止（国土交通省）>

(大橋部会長) 建築確認を要しない建築工事届や建築物除却届については、貴省が示すような問題点はないため、経由事務の廃止を進めるということによいか。

(国土交通省) その点についても内部で様々議論している。概念的にはおっしゃったような整理は可能かと思うが、建築物除却届等の案件については全体の割合がかなり少なく、そのためだけにオンライン化のシステムを構築する場合には、事務的な予算や体制、手間の点から、優先的に取り組むには課題があると思っている。逆に、全般的な建築確認申請等のオンライン化の検討と併せ、一体的にオンライン化の道筋を付けた方が業務的には効率的ではないかと考えている。仮に、建築確認申請とは別のオンラインシステムが整備されると、二つのシステム間で接続の問題等が出てくるかもしれない。その辺りも考慮し、効率性や業務量の観点から整理が必要かと考えている。

(大橋部会長) 建築確認申請が伴う部分については、建築主事や都道府県の関与を引き続き残す必要があるという見解か。

(国土交通省) 地方公共団体の負担を考えると提案の内容が分からないわけではないが、地方公共団体の事務処理の運用体制にかなり多様性があるということと、回答そのものを受け取ってそのまま統計データとすることに関して、弊省としては統計の品質管理上どうかと思っている。本統計は統計法に基づく基幹統計であり、基幹統計の作成プロセスを変更する場合には、統計法に基づいて統計委員会の審議を経て総務大臣の承認が必要となる。その際、統計委員会に対し、統計プロセスを変えたことにより従前と従後でどのような影響があるかを数量的に検証し、その結果を示さないとなかなか審議を通り難い。要は、概念だけで統計プロセスを変えたいと言っても、統計委員会からは数量的な根拠がないという指摘を受け、審査がなかなか通り難くなり、変更の承認に至るまでに相当の時間と手続を要することが十分見込まれる。このため、そのような観点からも検討が必要かと考えている。

(高橋構成員) 基幹統計は国が管理運営すべきもので、それを地方公共団体にやってもらっているという視点が重要である。国が主要な受益者であるものについて、地方公共団体に過大な負担を与えないことが前提だと思う。総務省が AI のガイドラインを作成しており、そして、本件は究極的にはチェックの話であって最も AI に馴染むものだ考える。医学でもがんの認定において AI を活用し、医師よりも正確に認定できる。本件についても AI を上手に活用すれば標準的なデータから逸脱しているような回答はチェックできるはずであり、そのような発想をぜひ使っていただきたい。

(国土交通省) 地方公共団体の負担を減らすという観点は決して忘れてはいけないと思っており、オンライン化や、その後の各地方公共団体の運用実態を踏まえた丁寧な検討は必要かと考えている。また、AI については、国土交通省を挙げて統計においても導入を進めようと考えているところである。ただし、AI の活用も学習データがないと難しいところがあり、視野には入れているが、オンラインと AI の両方というところもあるかもしれない。

(高橋構成員) よく分からない。

(国土交通省) AI の活用も検討するが、それをオンラインの仕組みの中でどう導入するかも併せて考えながら仕組み化していかなくてはならないと思っている。このため、すぐに対応可能というわけにはいかない。

(高橋構成員) そういったものはすぐにできるのではないか。オンライン化ということを前提に AI を活用し、工程表を作って何年度までに実行するというのはできるはず。

(国土交通省) 概念的には可能だと思うが、地方公共団体の事務にどう組み込んでいくか、地方公共団体の運用実態を踏まえてどう効率化するかという観点からの整理が必要かと考えている。

(高橋構成員) オンライン化できれば自治体の事務は効率化するのではないか。

(国土交通省) その一環として、AI についてもオンラインの仕組みの中でどう組み込んでいくかを考えなくてはならない。

(大橋部会長) 前回も申し上げたが、経由事務の中でも二重の経由になっているのは極めて異例である。現在、閣議決定で経由を廃止するというところに取り組んでいる中で、建築主事の経由は様々な課題があるため議論している

ところだが、その後の都道府県の取りまとめ段階での関与は極力なくすべきではないか。

(国土交通省) 月 4,000 件の疑義照会があるため、誰かがその業務を行わなくてはならない。都道府県による統計作成の義務などがなくなってもいいのではないかという御指摘だと思うが、結局、その確認等の業務をどう分担するかという議論になるため、それも地方公共団体の実態を踏まえて丁寧に整理する必要がある。

(大橋部会長) 経由事務の廃止の話は、今まで地方公共団体が被っていた事務を国に戻すという議論である。そのときに負担がなるべく少なくなるよう、オンラインなどを活用したり、そもそも必要ないような事務などを簡素化したりすることで、全体として見たら事務量自体は少なくなるだろうという話である。そのような文脈では、この都道府県と建築主事の二重の経由事務の維持というのは例外中の例外であり、検討いただく必要があると考える。

(国土交通省) オンライン化の中で、建築主事と都道府県の役割分担なども含めた実態を踏まえながら、こういった効率化があるかは考えていきたい。

(大橋部会長) 建築主事の業務については資料 6 ページに 3 分割した表がある。真ん中と左側の内容、特に未記入についてはエラーチェックで弾くだけであり、そういうものは件数からは除かれるので、結局は一番右側にあるような疑義内容が本当に解消できないのかということが問題となる。この件数というのは把握しているか。

(国土交通省) 計算しようとしたが、地方公共団体の業務には多様性があり、明確に数字を出すところまではなかなか行き着いていない。

(大橋部会長) AI を使って対応する、定型的な疑義についてはあらかじめ回答を用意しておくなどにより、疑義の件数を減らすことができれば、建築工事届が到達した段階で事後的にチェックするというやり方も可能ではないか。具体的な数字を挙げていただき、極力経由事務を廃止する見通しの下に建築確認電子申請受付システムを充実させ、併せて建築工事届も電子化を進めるべきである。現状の制度のまま電子化されることは避けるべきであり、今は解消できないとされている課題の精査を引き続きお願いしたい。

(国土交通省) その点についても、地方公共団体の様々な仕事の仕方を考慮しながら、オンライン化後にどのような地方公共団体の関与があるかを整理した上で検討する必要があると考えている。

(高橋構成員) 建築確認が紙媒体だという実態が信じられない。建築確認のオンライン化を図るのが貴省の重要な仕事だと思うが、それについては如何にお考えか。

(国土交通省) 例えば BIM のように、デジタル化に進んでいくものもある。特に大規模な建築物などはそのような形で進んでいるが、一方で地元の工務店は、例えば CAD で描いた図面を結局 PDF 形式にし、図面として出しているという実態がある。電子にはなっているが、データというよりも PDF 形式になっている。要するに打ち出した紙そのもので、例えば確認図書に必要な項目などを実際にチェックしているということがあり、出てきても紙で出すのと同じという部分もあり、現実としてまだ道半ばではある。

(高橋構成員) システムに乗せるだけである。審査ができれば良いので、システムに乗せるかどうか、PDF 形式で提出できればいいのではないか。

(国土交通省) 然り。徐々に設計者側も出す側も建築確認申請の中で、そのような数字が上がってきているという状況にはなる。

(大橋部会長) 紙媒体が残るところを自然にずっと続けていると、いつまでも紙とオンラインの併存は解消できない。例えば料金体系を変えるなど、オンライン申請への誘導や働きかけを考えてはいないのか。

(国土交通省) 手数料に差をつけるということは実施しているが、例えば審査側の実務において、紙媒体でも電子でも、結局出てきた内容をチェックすることにおいて人件費に違いはないため、紙媒体で出てきた部分と電子で出てきた部分のコストの比較になる。電子申請の手数料を少し安くし、電子申請に誘導していくという取組はしている。

(高橋構成員) 地方公務員の人件費や貴重な人材を使って作業している。公務員の人件費は時給当たり何千円と出てくる。紙媒体で出てくれば必然的に負担が発生するため、少しでもなく、紙媒体で負担をかけるような申請であれば手数料を倍ほど取ることとすればいいのではないか。

(国土交通省) その点についても、建築主事と都道府県の運用実態を踏まえ、こういった差別化があるかはオンライン化した後の論点かと考えている。

(高橋構成員) 否、オンライン化する前の論点である。

(国土交通省) その点も含めて検討する。

(大橋部会長) 今日の議論を踏まえ、特に都道府県の経由と、建築主事の業務負担の軽減策の御検討をお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。

### <通番 32：導入促進基本計画の策定の廃止等（経済産業省）>

（大橋部会長）まず、国の協議や同意という観点であるが、地方税法附則 15 条に規定されている固定資産税の課税標準の特例措置の中には、国の協議・同意を求めない計画もある。今回の導入促進基本計画についても、経済産業大臣の同意を先例に倣って不要とするということは可能か。

（経済産業省）導入促進基本計画は何らかの基準を统一的に示す性質のものではないので、協議・同意という強度の低いプロセスを取っている。御提案いただいた自治体から、経済産業局とのやりとりが結構大変だったという御指摘をいただいているので、実際の現場におけるやりとりにおいて過度な負担にならないプロセスをしっかりと踏むことが筋ではないかと思う。

（大橋部会長）実際に行われている国への協議の中身は、かなり実のある協議が展開されていることについて何か把握されているか。

（経済産業省）自治体の方々がどのように感じられているかは分からないが、我々が経済産業局にヒアリングをしたところによると、法律の趣旨に基づいて自治体から協議のあった計画がその趣旨に沿っているかどうかを、なるべく負担をかけない形でチェックし、同意をするというプロセスであるので、もちろん意味のある協議がなされているということである。

（大橋部会長）協議・同意の場合にチェックするものは、もちろん基本になる法律に適合しているのか、作ってもらった計画に適合しているかという問題なので、基準自体は割と明確だと思う。

この法律を施行し、最初の計画を作るときに協議・同意の手続が必要になるのは分かるが、制度が進んで、全国の 96% の団体で基本計画が認められていることからすると、次の基本計画から変更という場合には、ある程度手続を簡易化するという可能性はないか。

（経済産業省）先ほど来申し上げているように、我々は自治体の方々に無駄な負担をかけようとは全く思っておらず、部会長がおっしゃるように、変更の場合には内容的にチェックすべきところが少ない、減ってくるということも事実だと思う。

それを一律に変更の場合は協議・同意を求めなくてもよいという制度にすることについて、そういう制度設計は正当性があるとは到底思えない。したがって、協議・同意のプロセスを必要最低限、実質上必要なものに限っていけば、変更点が少なければあつという間に決まるわけであり、そういったところで御要望に応えていきたい。

（大橋部会長）計画を策定することはすごく事務負担が大きいということが一般的にあり、給付や租税の減免等々、特例を認めていただくというときに計画が必須となると、計画の負担が大変だという自治体の意見も分かる。したがって、計画の変更のときに、変更だから一律に要らないとまでは私も考えているわけではない。例えば何年かごとかの見直しの時に、その段階で軽微な変更であれば、新たな計画の策定は求めないという例はあると思うので、そういう発想は活用できないか。

（経済産業省）御趣旨は大変よく分かるが、前回は御説明したように、この制度の支援措置の一つである固定資産税の特例は恒久的ではなく、2 年ごとに別プロセスで行われており、それが同じかどうかについての保証がまずない。

したがって、繰り返しになるが、実質上、固定資産税の特例の内容も変わらなければ、部会長がおっしゃるように、計画内容が変わっていなければそれほどの負担にならずに手続が行われると思うが、一律にルールとしてこういふときは不要だということは言えない。御趣旨は分かるが、できないと答えざるを得ない。

（大橋部会長）2 年ごとの固定資産税の特例なので、2 年ごとにその自治体である程度やっている事業が、変更がないようなものとか、同じような場合には、計画の策定手続きの簡素化ができないか。

（経済産業省）それは計画が変わっていないということを申請されれば良いことである。

（大橋部会長）現在、前に作った計画と同じですというような形で、簡素な形で対応できているのか。

（経済産業省）これまでと同じ状態であるとして、計画を出していただくことは可能である。もっと申し上げると、例えば、自治体は総合計画を作られており、その引用の表示でも良いとまでは明示はしてなかったが、最新の状況であれば、それを使っていただくのも構わないと思っている。

（大橋部会長）承知した。では、まとめると、これまで認められていた計画が、2 年後にまた同じような形であれば、変更なしという形で出せば、手続は受け付けてもらえる。その場合でも協議・同意は必要なのか。

（経済産業省）もちろん協議・同意は必要であるが、とにかく我々は無駄なことをしていただくつもりは全くないので、自治体の負担にならないように、手引のようなものの中でより明示したものを作ってお出ししたい。その中で、例えば、前回は自治体の独自計画のここを引用していて、導入促進基本計画と認められている場合、その内容が変わっていないということが明示されていれば構わないし、それを協議の過程で見るということである。

（大橋部会長）自治体の事務作業を見ると、いろいろ積み上げるとかなりの日数が掛かっている点が気になる。手続

の迅速化のために、手続きを1度見直していただくことは可能か。

(経済産業省) もちろん、今回提案があり、具体名は伏せるが、当該関係者にももちろん話を聞いている。行うべき審査は行うが、無駄な御負担に感じられることがないように今後も努める。今回の提案は見直すきっかけになっている。

(大橋部会長) 修正なしの2年の場合、2年のサイクルについての事務負担の軽減は如何か。

(経済産業省) 形式は考えるが、とにかく見なければいけないものは見なければいけないが、無駄な負担がかからないようにしていきたい。

(大橋部会長) 今出している書面を簡素化する可能性はないか。

(経済産業省) 項目自体は簡素化されていて、どのように先端設備を導入し、産業政策を進めるかを書く項目の作成が大変だと聞いているが、まさにそこは、御議論いただいているように、自治体が自分たちの考えで計画を作っておられ、それが最新のものであれば引用いただく。それでもよいということを我々はこれからもっとしっかりお伝えしなければいけない。

(大橋部会長) 相談窓口を置くとか、計画の記載支援などはされているのか。こういう形で政策化されればこの事業には当てはまりますというような形での情報提供はされているのか。

(経済産業省) 経済産業局と自治体でやりとりをする中で対応しているが、これまでの我々の反省で申し上げれば、その分かりやすさが足りなかった。

(大橋部会長) マニュアル化や通知などは可能か。

(経済産業省) 情報提供の仕方を考えていきたい。

(大橋部会長) そこは是非お願いしたい。小さな地方公共団体であれば、それを見れば相当やりやすくなると思う。

(勢一部会長代理) 提案団体からは、あまり独自性を発揮できないような実態になっているという声もあった中で、独自性をむしろ発揮すべきものだとおっしゃっておられるので、この辺りは現場との考えの差異が出ていると思う。現場の状況ももう少し見ていただければと思う。

その上で、総合計画の中に位置づけられていればそれでも構わないという運用をもう既にしておられるということだったかと思うので、是非それをしっかり周知していただく。そうすると、計画のためだけのいろいろな手続をする必要がない部分も出てくるので、そこはしっかり明示をしていただければと思う。

(経済産業省) 念のため申し上げますと、総合計画の記載を導入促進基本計画に引用できると言っており、総合計画があるからそれで良いということを我々は申し上げているわけではない。この法律の趣旨、さらには今まさに中小企業、小規模事業者の生産性向上をして、賃上げをどうやっていくのか、デフレ下から新しい世界にどうやっていくのかというときに、地域独自の産業ビジョンがあって、それに基づいてやっていくということは、法律制定当初よりもより強く求められている状況である。改めて申し上げたいのは、自治体独自の導入促進基本計画について、これは広域で考えたほうがいいのかもしないし、本当に自治体単位で作ればいいのかというのは議論があると思うが、いずれにしても国で統一的に示すのではなく、この地域はこういうふう発展するのだ、こういう産業が立地すべきだ、伸ばすべきだということがより大事になってきている。そうすると、総合計画をはじめとして、自治体行政において自然とそのような計画を作られるケースが多くなると思うので、そこで作ったものをそのまま導入促進基本計画の記載に引用していただければ良いということを申し上げている。

それがなお負担だ、総合計画でいいだろうと言われると、なかなか難しい。

(大橋部会長) 今の引用でいいというのは、自治体に対して具体的に示されているか。

(経済産業省) これから示す。

(大橋部会長) これから示すのか。

(経済産業省) 趣旨に合っているものであれば、同じことを作業いただく必要はないということを合理性の観点でお伝えしなければいけないということである。

(大橋部会長) そのところはすごく大事な観点であるため、ぜひ示していただきたい。また示すと同時に、先ほどおっしゃったポイントになるところについての情報提供を含めてマニュアルも提示していただきたい。また、同じような計画が出てきたときの対応で、簡素化できるようところがあれば、工夫していただくことをこの機会にやっていただくことを是非お願いしたい。

(経済産業省) 承知した。

(高橋構成員) 私は御省出身の参事官と規制改革推進会議で5年間仕事をさせていただいたが、ローカルルールが問題となっていた。それは地方公共団体だけではなく、地方支分部局のローカルルールが規制改革上大きな問題になっていた。

自治体の独自性で産業振興政策をやられているかどうかを見ますという話であるが、抽象的な基準だと、熱心

な職員ほどそこを深掘りしたくなる。

そういった意味では、この程度のものというぶれがないような基準の示し方を明確にさせていただくことが、このようなトラブルを避ける上では重要ではないかと思う。

例えば、このような内容で通りましたというモデルみたいなもの、この程度の記載でこのぐらいのポイントがあれば通りますといったことを明確にさせていただいたほうがよいと思うので、そこをお願いしたい。

(経済産業省) これは非常に難しいが、我々が本来求めているのは、自治体が独自でしっかりと自らの産業構造、この地域では何が強みになるのかというのを分析した上で、それを産業ビジョンにさせていただいて、これに基づいて先端設備を導入する。そこに対して国としても支援措置を用意し固定資産税の支援措置があるという制度であるので、言葉を選ばずに言うと、コピペでいいということまで持っていけるとその趣旨に反する。

一方で、無駄にこんなことまでやらなければいけないということで御負担になる部分があるのだとすると、それは望むところではないので、基準というものが単に写せばいいみたいのところまで求められると、そもそもの法律の趣旨に反するし、それはやるべきではない。非常に微妙な書き方をしているのも、独自性をしっかりと出させていただくという譲れない一線だし、譲るべきではないと思うので、そこは御理解いただきたい。

(高橋構成員) 求める密度の話は理解したので、工夫いただければと思う。

(宇野構成員) 地方独自の計画があるということで資料をいただいているが、これを拝見する限りはそこまで独自ではない気がする。選択性というか、幾つかのパターンしかないようにも思えるが、それはもう制度自体が地方の独自性を求めるという点ではなかなかうまくいっていないという理解でよろしいか。

(経済産業省) うまくいっていないということ言うつもりはないが、もっともっと独自性が出てくる可能性はあると思っている。今、横に並べてみたら似たような計画が京都府の中で多いではないかという御指摘もいただいているが、京都府内は同じ産業の強みがあって、横に並べてみたら似通っていたということで、これは各地域によって全然違う。例えば、九州だと半導体産業が熊本を中心に立地し、じわっと九州全体ににじみ出ているときに、鹿児島と大分では大分違う状況になっていたりする。どの部分まで共通なのかというのは一概に測れないところがあるので、自治体がそれぞれ導入促進基本計画を作っていただいて、国が協議を受けて確認をするということになっている。

したがって、現状で太陽光の話、再エネの話、不動産の話だけではないかということであるが、より独自性が出てくる可能性があると思っているし、今後、独自性がもっと発揮されるような制度にしていきたい。そのための周知徹底とか、いろいろな相談を受けていきたい。

(大橋部会長) 最後に確認であるが、この導入促進基本計画というのは計画期間が2年間ということで、特例に合わせて計画を刻んでいくという仕組みになっており、同意・協議がついている。ただし、この計画を定めるに当たっては、同じような内容のものであった場合には、2年のところで総合計画を引用することを今回制度として可能としたときに、あれと同じ形を引用しますということと、協議・同意は維持するとして、自治体が行っている計画に伴うもろもろのお作法というか、手続については、ある程度工夫することが可能になるということである。

(経済産業省) 計画のもろもろのお作法というのは、事務的なやりとりのことか。

(大橋部会長) 縦覧とか審議会を開くようなやり方のところは、自治体ごとで行っていると思うが、新規でやるような場合と、2年、4年、6年たったときのやり方は工夫の余地があるということである。

(経済産業省) 計画をお考えいただくのに、事務的に産業政策として足るものかという議論はさせていただくことである。それ以上の縛りはないので、そこで仮に無駄というものがあるのだとすれば、それはもちろん変えるべきである。

(大橋部会長) 承知した。自治体はその手続を真面目に全部フルセットでやろうとしている可能性もあったため、確認をさせていただいた。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)